

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 高圧ガス保安法関係手数料令 (平成九年政令第二十一号) (抄) . . . . . 1
- 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) (抄) . . . . . 6

○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（抄）

（製造保安責任者試験等に係る手数料の額）

第二条 法第七十三条第一項第八号から第十号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

（容器検査等に係る手数料の額）

第三条 法第七十三条第一項第十六号に掲げる者、同項第十六号の二に掲げる者（法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、法第七十三条第一項第十六号の三から第二十号までに掲げる者、同項第二十号の二に掲げる者（法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）又は法第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

別表第二（第二条関係）

納付しなければならない者	金額
一 製造保安責任者試験を受けようとする者 イ 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ロ 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 ハ 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	一万三千円（電子申請等による場合にあつては、一万二千四百円） 一万三千円（電子申請等による場合にあつては、一万二千四百円） 一万三千円（電子申請等による場合にあつては、一万二千四百円）
二・三（略）	（略）

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者	金額
<p>一 容器検査又は容器再検査を受けようとする者</p> <p>イ 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器</p> <p>ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 (イに掲げるものを除く。)</p> <p>(1) 内容積百五十リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器</p> <p>(4) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p> <p>(5) 内容積一リットル未満の容器</p> <p>ハ 高強度鋼容器（イ又はロに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 内容積三十リットル以上の容器</p>	<p>一個につき 一万五千円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）に千リットル又はその端数を増すごとに千六百元（電子申請等による場合にあつては、千五百五十円）を加算した額</p> <p>一個につき 一万五千円（電子申請等による場合にあつては、一万五千円）</p> <p>一個につき 六千三百円</p> <p>一個につき 三百円に十リットル又はその端数を増すごとに五十七円（電子申請等による場合にあつては、五十六円）を加算した額</p> <p>一個につき 三百円</p> <p>一個につき 二百五十円</p> <p>一個につき 二百十円（電子申請等による場合にあつては、百六十円）</p> <p>一個につき 百四十円</p> <p>一個につき 二百十円に十リットル又はその端数を増す</p>

<p>ニ その他の容器</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器</p> <p>(3) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器</p> <p>(4) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器</p> <p>(5) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器</p> <p>(6) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器</p> <p>(7) 内容積一リットル未満の容器</p>	<p>ごとに三円を加算した額</p> <p>一個につき 二百十円</p> <p>一個につき 百五十円</p> <p>一個につき 百三十円</p> <p>一個につき 六千九百円に千リットル又はその端数を増すごとに三百八十円（電子申請等による場合にあつては、三百六十円）を加算した額</p> <p>一個につき 六千九百円</p> <p>一個につき 七百九十円（電子申請等による場合にあつては、七百八十円）</p> <p>一個につき 二百円</p> <p>一個につき 百六十円</p> <p>一個につき 百円</p> <p>一個につき 八十円</p>
<p>二 法第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 現に法第四十九条の五第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る容器等事業区分以外の区分について登録を受けようとするもの</p>	<p>六万七千九百円に容器等事業区分の数を乗じた額及び八十一万五千四百円（電子申請等による場合にあつては、八十一万四千八百円）の合計額（法第四十九条の八第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万千八百円））</p> <p>六万七千九百円に新たに登録を受けようとする容器等事業区分の数を乗じた額及び二十一万八千八百円（電子申請等</p>

	<p>による場合にあつては、二十一万百円)の合計額(法第四十九条の八第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円(電子申請等による場合にあつては、二万千八百円)</p>
<p>三・四 (略)</p> <p>五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者</p>	<p>(略)</p> <p>四百二十円(電子申請等による場合にあつては、三百七十円)</p>
<p>六 法第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者</p> <p>イ 容器の型式について承認を受けようとする者</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 法第四十九条の二十三第一項の試験に合格したことを証する書面が添えられている場合</p> <p>ロ 附属品の型式について承認を受けようとする者</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 法第四十九条の二十三第一項の試験に合格したことを証する書面が添えられている場合</p>	<p>一件につき 十八万六百元(電子申請等による場合にあつては、十八万円)</p> <p>一件につき 二万二千四百円(電子申請等による場合にあつては、二万千八百円)</p> <p>一件につき 十四万六千六百円(電子申請等による場合にあつては、十四万六千円)</p> <p>一件につき 二万二千四百円(電子申請等による場合にあつては、二万千八百円)</p>
<p>七 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>八 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者</p> <p>イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品</p> <p>ロ その他の容器に装置される附属品</p> <p>(1) 内容積千リットル以上の容器の附属品</p> <p>(2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附属品</p> <p>(3) 内容積五百リットル未満の容器の附属品</p>	<p>一個につき 三十円</p> <p>一個につき 千五十円（電子申請等による場合にあつては、千円）</p> <p>一個につき 五百十円</p> <p>一個につき 二十円</p>
<p>九 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十 法第五十六条の六の二第一項の登録又はその更新を受けようとする者</p> <p>イ ロに掲げる者以外の者</p> <p>ロ 現に法第五十六条の六の二第一項の登録を受けている者であつて当該登録に係る特定設備事業区分以外の区分について登録を受けようとするもの</p>	<p>六万七千九百円に特定設備事業区分の数を乗じた額及び八十一万五千四百円（電子申請等による場合にあつては、八十一万四千八百円）の合計額（法第五十六条の六の五第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万千八百円））</p> <p>六万七千九百円に新たに登録を受けようとする特定設備事業区分の数を乗じた額及び二十一万八千八百円（電子申請等による場合にあつては、二十一万百円）の合計額（法第五十六条の六の五第二項の書面が添えられている場合にあつては、二万二千四百円（電子申請等による場合にあつては、二万千八百円））</p>

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

（製造保安責任者免状及び販売主任者免状）

第二十九条 製造保安責任者免状の種類は、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状とする。

2 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造又は販売に係る保安について職務を行うことができる範囲は、前項に掲げる製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類に応じて経済産業省令で定める。

3 製造保安責任者免状又は販売主任者免状は、高圧ガス製造保安責任者試験（以下「製造保安責任者試験」という。）又は高圧ガス販売主任者試験（以下「販売主任者試験」という。）に合格した者でなければ、その交付を受けることができない。

4 経済産業大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を行わないことができる。

- 一 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者
- 二 この法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

5 製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。  
（製造保安責任者試験及び販売主任者試験）

第三十一条 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、高圧ガスの製造又は販売及び高圧ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識及び技能について行う。

2 製造保安責任者試験又は販売主任者試験は、第二十九条第一項に規定する製造保安責任者免状又は販売主任者免状の種類ごとに、毎年少なくとも一回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う。

3 協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の全部又は一部を免除する。

4 前三項に定めるもののほか、製造保安責任者試験又は販売主任者試験の試験科目、受験手続その他の細目及び前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(容器検査)

第四十四条 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が経済産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものととして次条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。

一 第四十九条の五第一項の登録を受けた容器製造業者（以下「登録容器製造業者」という。）が製造した容器（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される容器の製造の事業を行う者（以下「外国登録容器製造業者」という。）が製造した容器（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する容器

四 高压ガスを充てんして輸入された容器であつて、高压ガスを充てんしてあるもの

2 前項の容器検査を受けようとする者は、その容器に充てんしようとする高压ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 高压ガスを一度充てんした後再度高压ガスを充てんすることができないものとして製造された容器（以下「再充てん禁止容器」という。）について、第一項の容器検査を受けようとする者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明らかにしなければならない。

4 第一項の容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。

(容器再検査)

第四十九条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしな



ればならない。

4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

5 何人も、前二項に規定する場合のほか、容器に、第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。

6 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行うべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。  
(附属品検査)

第四十九条の二 バルブその他の容器の附属品で経済産業省令で定めるもの（第五十九条の九を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関が経済産業省令で定める方法により行う附属品検査を受け、これに合格したものとして次条第一項の刻印がされているものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる附属品については、この限りでない。

一 第四十九条の五第一項の登録を受けて附属品の製造の事業を行う者（以下「登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて外国において本邦に輸出される附属品の製造の事業を行う者（以下「外国登録附属品製造業者」という。）が製造した附属品（前号の経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の三十三第二項において準用する第四十九条の二十五第三項の刻印がされているもの

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に供する附属品

四 高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品

2 前項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が装置される容器に充てんされるべき高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 再充てん禁止容器に装置する附属品について、第一項の附属品検査を受けようとする者は、その附属品が再充てん禁止容器に装置するものである旨を明らかにしなければならない。

4 第一項の附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

(附属品再検査)

第四十九条の四 附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行うべき場所に準用する。

(容器等製造業者の登録)

第四十九条の五 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 容器等事業区分

三 当該容器又は附属品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等製造設備」という。）の名称、性能及び数

五 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等検査設備」という。）の名称、性能及び数

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程（以下「容器等検査規程」という。）、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(登録の更新)

第四十九条の九 第四十九条の五第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(容器等製造業者登録簿)

第四十九条の十 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録を受けた者（以下「登録容器等製造業者」という。）について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

(容器等製造業者登録簿の謄本等)

第四十九条の二十 何人も、経済産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(容器又は附属品の型式の承認)

第四十九条の二十一 登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録又はその更新を受けた年月日

三 承認を受けようとする容器又は附属品の属する容器等事業区分

3 前項の申請書には、経済産業省令で定める数量の試験用の容器又は附属品及びその構造図その他の経済産業省令で定める書類を添えなければならない。ただし、第四十九条の二十三第一項の試験に合格した容器又は附属品について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもって足りる。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

第四十九条の三十三 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて本邦に輸出されるものの型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

2 第四十九条の二十一第二項及び第三項、第四十九条の二十二並びに第四十九条の二十八の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十二第二号中「第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。」の「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とある。

るのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第三項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十六中「容器又は附属品」とあるのは「本邦に輸出される容器又は附属品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品」と、第四十九条の三十中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(特定設備製造業者の登録)

第五十六条の六の二 特定設備の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分（以下「特定設備事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定設備事業区分

三 当該特定設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定設備の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定設備製造設備」という。）の名称、性能及び数

五 当該特定設備の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定設備検査設備」という。）の名称、性能及び数

六 当該特定設備の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

3 前項の申請書には、当該特定設備の検査を行う方法を定める規程（以下「特定設備検査規程」という。）、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一〇七 (略)

八 製造保安責任者試験を受けようとする者

九〇十五 (略)

十六 容器検査又は容器再検査を受けようとする者

十六の二 第四十九条の五第一項若しくは第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者

十六の三・十六の四 (略)

十六の五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を請求しようとする者

十六の六 第四十九条の二十一第一項又は第四十九条の三十三第一項の承認を受けようとする者

十七・十八 (略)

十九 附属品検査又は附属品再検査を受けようとする者

二十 (略)

二十の二 第五十六条の六の二第一項若しくは第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

二十の三〇二十二 (略)

2 (略)